

———— 受験者への連絡・注意事項 ————

1. 受験料の返還
一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更、受験地の変更は認められません。
2. 入場許可
試験会場には所定の申し込み手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
3. 遅刻
試験説明開始時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。試験説明開始後30分以内であれば、入場を認めます。(※各種珠算試験を除く) それ以降は、いかなる場合でも入場は認めません。
4. 本人確認
受験に際しては必ず顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、社員証、学生証等)を携帯してください。(珠算(小学生以下)および暗算検定・段位認定試験を除く)
身分証明書をお持ちでない方は、必ず申し込みの際に倉敷商工会議所までご相談ください。
5. 試験中の禁止事項
次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
(1) 試験委員の指示に従わない者 (2) 試験中に助言を与えたり、受けたりする者 (3) 試験問題等を複写する者
(4) 問題用紙・答案用紙・計算用紙を持ち出す者(簿記検定1級の問題用紙・計算用紙を除く)
(5) 受験機器を使用し、試験プログラム以外のアプリケーションソフトウェアを利用する者
(6) 本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者 (7) 他の受験者に対する迷惑行為を行う者
(8) 暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者 (9) その他の不正行為を行う者
※厳正公正な施行のため、試験中に試験委員がお声がけすることがあります。(受験者の本人確認を含む)
6. 飲食・喫煙
試験中の飲食・喫煙はできません。
7. 情報端末の使用禁止
試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。
8. 受験機器等のトラブル、体調不良の場合
試験中に、受験機器等にトラブルが発生した場合や、気分が悪くなった場合は、手を挙げるなどして試験委員にお知らせください。
9. 試験後の禁止事項
試験問題を含め、試験に関して知り得た情報全般の複製、外部への開示、漏洩(SNSをはじめインターネット等への掲載を含む)を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
10. 試験施行後に不正が発覚した場合の措置
試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
11. 試験内容、採点に関する質問
試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
12. 答案の公開、返却
受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
13. 合格証書の再発行
合格証書(段位認定証)の再発行はできません。試験後に申込不備(事実と反する誤記載など)による書き換えには応じません。合格証書が未達の場合は交付日より1年間保管しますが、再送料はご負担ください。それ以降は、合格証明書(有料)で対応いたします。合格証書は、旧漢字での印字ができないこともあります。(JIS第2水準まで可)
14. 試験が施行されなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
15. 答案の採点ができなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
16. 試験会場での対応
試験当日、ご自身の体調ならびに、保健所および医療機関からの指示がある場合はその内容も十分考慮し、受験するか否かをご検討ください。
試験会場で調子が悪くなった場合は、必ず試験委員にお申し出ください。発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。
17. 著作権について
試験問題等の著作権は、日本商工会議所に帰属します。(暗算検定・段位認定試験を除く)
18. 個人情報の取り扱い
商工会議所検定試験の申し込み時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成(受験者・合格者に係るデータベースの作成を含む)、合格証書・合格証明書の発行、商工会議所検定試験に関する各種連絡、各種情報提供(決済代行会社、カード会社、申込団体への情報提供を含む)、データベースを活用した検定普及策の検討、感染症発生時の公的機関への情報開示に使用し、目的外の使用はいたしません。また、商工会議所法に基づき設立される、全国のすべての商工会議所・日本商工会議所(※各種珠算試験は日本珠算連盟含む)で共同利用いたします。
19. その他
身体に障がいがある方や日常で使用している杖、ルーペ、車椅子等を使用して受験する場合、必ず申し込みの際にお申し出ください。